

保 衛 第 23 号  
令和 6 年 4 月 8 日

商 工 企 画 課 長  
新 産 業 創 造 課 長  
定 住 企 業 立 地 推 進 課 長  
農 政 課 長  
農 林 基 盤 整 備 課 長  
水 産 振 興 課 長  
障 がい 者 福 祉 課 長  
教 育 総 務 課 長

様

保健衛生課長  
(衛生係)

食品衛生法改正による経過措置期間終了に係る周知について（通知）

平成 30 年食品衛生法改正による営業許可制度の見直しにより水産製品製造業  
や漬物製造業等新設された許可業種の経過措置期間が令和 6 年 5 月 31 日までと  
期限が迫っています。

つきましては、ご承知いただくとともに、貴職関係機関及び関係団体に対す  
る周知をお願いいたします。

保健衛生課 衛生係 担当：乾  
TEL:0852-28-8285 FAX:0852-28-8118